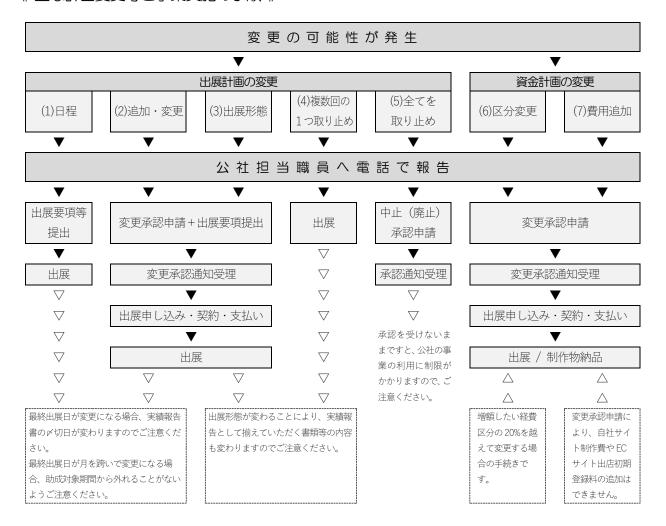
## 《主な計画変更等と事業実施の手順》



## 2 助成事業者の情報を変更した場合

申請書に記入した**助成事業者の名称・所在地・代表者**等を変更した場合は、速やかに公社職員にご連絡のうえ、直ちに「変更届」を提出してください。

届け出を怠った場合、助成金を受け取れなくなることがあります。

- (1) 名称・所在地の変更 変更届 +変更後の登記簿等\*\*
  - ※ 法人は「変更届」及び変更後の「履歴事項全部証明書」(発行後3か月以内のもの)、個人は「変更届」及び変更後の「開業・廃業等届出書」の控えが必要。
- (2) 代表者の変更 「J グランツ」上での手続き (印鑑証明書が必要) **+変更後の登記簿等**\* 新代表者の G ビズ ID プライムを新たに取得する必要があります。
  - ※ 法人は「変更届」及び変更後の「履歴事項全部証明書」(発行後3か月以内のもの)、個人は「変更届」及び変更後の「開業・廃業等届出書」の控えが必要。
- (3)連絡担当者の変更 速やかに公社職員にご連絡ください。

## 3 助成事業を中止する場合

助成事業を全て中止する場合や、他の団体から助成を受けることになった場合は、速やかに公社職員にご連絡のうえ、直ちに「中止(廃止)承認申請書 | を提出してください。

公社の承認を受けないままですと、公社の事業の利用に制限がかかりますので、ご注意ください。

・助成事業を中止したい場合 中止 (廃止) 承認申請書